鹿児島県公報

令和5年12月26日 (火) 第477号の2



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規

○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則(※)

슦

則

○鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令(※)

(税務課取扱い) 8

(税務課取扱い) 1

○鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令(※)

(税務課取扱い) 10

規則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第62号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則(昭和38年鹿児島県規則第32号)の一部を次のように改正する。 第13条第2項の表根拠規定の欄中「第6条の8第1項」を「第6条の7第1項」に,「第6条の8第2項」を「第6条の7第2項」に改める。

第15条第1項中「第48条第1項又は第2項」を「第739条の5第1項又は第2項」に改め、同条第3項中「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に、「第8条第6項」を「第57条の4の2第10項」に改め、同条第4項中「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に改める。

第16条の表根拠規定の欄中「第48条第3項及び令第8条の4第1項」を「第739条の5第3項及び令第57条の4の3第1項」に、「第48条第6項」を「第739条の5第6項」に、「第48条第7項」を「第739条の5第7項」に、「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に、「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に、「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

第17条の表根拠規定の欄中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第19条の表根拠規定の欄中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第25条の表根拠規定の欄中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第32条の16の表根拠規定の欄中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第32条の33の表根拠規定の欄中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

別記第16号様式中「災害罹災証明書」の次に「等」を加える。

別記第30号様式中「する期限」を「する期間」に改める。

別記第39号様式中「猶予通知書」を「猶予(承認)通知書」に改める。

別記第55号様式を次のように改める。

第55号様式(第16条関係)

1 日 1							圃	人県民利	個人県民稅賦課状況報告書	報告書						
日本		鹿児島県	咸													
Ramiging Aging To Aging To Ly 10 (Aging Raming Aging Agin														市町村	斌	
区 分離課税譲渡ぎ所得分 第二億年 中町村民名 森林環境名 均等割のみのもの 中間億収 計 中回億収 計 中回億収 計 中回億収 計 中回億収 計 日 <		.児島県税条	⊱例第29条第1項の 規	見定によ	, 0	年度分を	次のとま	3り報程	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11							
以								斯	Em	年	監	#5	7-7-	令		
均等割のみのものもの 特別機収 計 普通機収 特別機収 計 普通機収 特別機収 計 音通機収 特別機収 計 音通機収 特別機収 計 日本 <		<u> × </u>	尔			出	税			市町村民利	完		 	林環境税		
均等割所得割合質のもの 計 計 注第24条第1項第2号のもの 分離課税 護 () () () 方 計 分離課稅 護 () () () () 分離課稅 () () () () () () () () () (普通徴収	特別徴収	111111111111111111111111111111111111111		普通徴収	特別徴収	111111111111111111111111111111111111111	押	通缴収	特別徴収	11111111	
均等割所得割合算のもの 計 法第24条第1項第2号のもの 分離課稅 護後所得分 均 等 割 額 所 得 割 額 所 得 割 額 分離課稅 護後所得分 合 計		均等	0 4 0													
法第24条第1項第2号のもの 分離課稅 護 使 所 得 分 合 計 均 等 割 額 所 得 割 額 分離課稅 護 使 所 得 分 合 計		赵	所得割合算	~₽												
法第24条第1項第2号のもの 分離課稅 護 使 所 得 分 合 計 均 等 割 額 所 得 割 額 所 得 割 額 分離課稅 護 使 所 得 分 合 計			11111111													
分離課稅 讓後所得分 () (合 計 均 等 割 額 所 得 割 額 所 計 合 計		法第	第1項第2号	→£D												
5 事 5 等 割 6 割 7 計 5 計 6 計		離	税譲渡所	谷)	Ú	_	()	()	Ú					
均 等 割 所 得 割 計 計		∢□	11111111													
所 得 割 計 計				額												
計分離課稅 譲渡所得 合計				額												
雕 課 稅 譲 渡 所 得合	コル		111111111													
	'	郊田	税譲渡所	农												
		⟨□	1111111													

①のうち翌年度の収入額となるべき ② 課税額						
仮 計(調定額①一②)						
前年度分のうち当該年度の収入額と③ なるべき課税額						
当該年度の収入額となるべき課税額の 総額 ①-②+③		~			4	
きが 特 定 按 分 率	県民税 -	7 0.	森林環境稅 —	ウ ア 0.	子 ト ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	小数点以下第2位までとし、第2位未満は四捨五入する。

注 1 この報告書は、当初賦課の状況に基づき作成し、6月30日までに報告すること。

なお,総合課税分と重複するものについては,()内に記載すること。

² 納税義務者数の分離課税譲渡所得分は,総合課税分と重複するものを除いて記載すること。

³ 報告には、徴収取扱費算定基礎報告書を添付すること。

別記第57号様式から別記第57号様式の3までを次のように改める。

第57号様式 (第16条関係)

					個	人	県	民	税	滞	×	内	報	#	-	書										
鹿児島県			長	展	n. Z																		年		月	F
鹿児島県税	条例第29邻	€第3項の	規定に	こよ	ŋ,	年度生	分滞納場	犬況を沙	てのと	おり報告	テしま	ミす。							市田	丁村長						
		調	5	2	額	清	算	3	頁	過	誤		納	額	不	: ń	納:	欠	損	額		滞		納		額
		納税義務者数	件 犭	汝	兇 額	納税義務者数	件 数	税	額	納税義務者数	件	数	税	額	納税務者	義	件	数	税	額	納和務	兇義 者数	件	数	税	客
	県民税																									
県民税,市 町村民税及	市町村民 税																									
び森林環境税の合計額	森林環境税																									
	合 計																									
	県民税																	T						T		
上記のうち	市町村民税																	T								
徴収猶予のもの	森林環境税																									
	合 計																									
	県民税																									
上記のうち	市町村民 税																									
換価猶予の もの	森林環境 税																									
	合 計																									
	県民税																									
上記のうち滞納処分の	市町村民 税																									
帯船処刃の 停止のもの	森林環境 税																									
	合 計																									
	県民税	0.				前年度	宇清 筧	県 氏	. 税										県月	- 税						
按 分 率	森林環	0.				不足に調定	こよる	市町村	民税								うき済		市町井	†民税						
	境税	0.						森林瑪	境税										森林珍	環境税						
備考																										

注1 前年度における未清算に係る調定増額及びこれに係る払込済額は、上欄の調定額及び清算額に含めないこと。

² 加算金については、県民税、市町村民税及び森林環境税の合計額欄の記載に準じて備考欄に記載すること。

第57号様式の2 (第16条関係)

個人県民税年度末清算計算書

市町村

(年度分) 0. 県 民 税 確定按分率 〔4月から6月までの払込率(前年度3.31現在率)〕 0. 森 林 環 税 境 税 0. 民 特定按分率 [7月から3月までの通常払込率で小数点以下2位] 森 0. 林 環 境 税 県) 円 民 税 (Α 町 村 税 В) 円 市 民 (年3月31日現在課税額(現年課税分) (滞納繰越分は清算調定額) 森 林 環 境 税 С () 円 合 計 D () 円 県 E 0. 民 税 年3月31日現在按分率 (1円が正確に計算される位まで) 森 林 環 境 税 0. 過 不 申 告 重 本 延滞金 申 告 計 加算金 加算金 加算金 円 円 円 日現在徴収金合算額 月 日現在県民税として払い込むべき額 $F \times E - G$ [前年度における未清算額(払込不足)を除く。] 月日まで県民税払込済額 〔前年度における未清算額(払込不足)を除く。〕 不 足 額 G-H I 徴 収 分 分 J 引 過 不 足 額 (分割更正額) 月 払 込 額 L 不 払 认 足 額 M 県民税払込不足 県民税払込過納 左のうち県からの 上記払込不足額 左のうち払込済額 上記払込過納 還付額 延滞金等払込不足 延滞金等払込過納 左のうち県からの 上記払込過納 上記払込不足額 左のうち払込済額 前年度における 還付額 未清算額 延 滞 金 ープ加算金 申告 不申告加算金

1 分離課税分は4月から3月までの分を清算すること。

重 加 算 金

備

2 3.31現在課税額(ABCD)が4月以降5月31日まで異動があつた場合は5月31日現在を()書きするこ

第57号様式の3 (第16条関係)

個人県民税の年度末における確定接分率 異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書

> 年 月 日

鹿児島県

長 殿

市町村長

鹿児島県税条例第29条第4項の規定により、滞納繰越分の調定異動を次のとおり報 告します。

区 分	課税年度	合 計 額	県 民 税	市町村民税	森林環境税
	平成18年度 以前課税分				
前年度からの繰越額	平成19年度 以降令和5 年度以前課 税分				
(年3月31日現在)	計	A			
	令和6年度 以降課税分	В			
適用される按分率	令和6年3/	月31日時点	С		
適用される按力率	年3	月31日現在	D		Е
清 算 調 定 額			$A \times C + B \times D$		B×E
調定増減額					
前年度清算不足による調定増減					
備考					

現年課税分

区				分	合	計	額	県	民	税	市町村民税	森林環境税
課		税		額								
(年	3月31	日現る	在)								
確	定	按	分	率								

別記第59号様式中「県民税及び市町村民税」を「県民税,市町村民税及び森林環境税」に改 める。

別記第61号様式中「第48条第3項本文」を「第739条の5第3項本文」に、「第48条第1項」 を「第739条の5第1項」に、同様式〔附表〕中「不動産登記法第35条第1項第5号にいう登 記権限を証する書面」を「不動産登記令(平成16年政令第379号)第7条第1項第2号にいう 「代理人の権限を証する情報」」に改める。

別記第62号様式中「第48条第6項」を「第739条の5第6項」に改める。 別記第70号様式の2中

	連結納税の 承 認 等	上 記 区 分 に 該当すること となつた事由 □ 連結納税の承 □ 連結納税適用	区 分 □ 左記の連結法人となつた。 □ 左記の連結法人でなくなつた。 認があつた。 □ 完全支配関係を有することとなつた。 !関係を有しなくなつた。 (原因:) 認の取消処分があつた。	- -
	\1, h□, 1	上記事由が生じた日		
		最初連結親法人事業年度		
		連結子法人適用開始事業年度	年月日から年月日まで	
		連 結 子 法 人 連結親法人法人名		
		の 場 合 連結親法人所在地	<u> </u>	
г —			_]	
_		□ 通算親法人□ 通算子法人	区 分 □ 左記の通算法人となつた。 □ 左記の通算法人でなくなつた。	
			「認があつた。 □ 完全支配関係を有することとなつた。	
		上記区分に □ 完全支配関係	を有しなくなつた。(原因:	
		該当すること □ 通算制度の承	認の取消処分があつた。	
	通算制度の	となつた事由 □ 通算制度の適	i用の取りやめの承認があつた(グループ通算制度へ移行し	- 74
	承 認 等	ない旨の届出を	行った)。	_改
		上記事由が生じた日	年 月 日	
		最初通算親法人事業年度	年月日から年月日まで	
		通算子法人適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
		通 算 子 法 人 通算親法人法人名		
		の 場 合 通算親法人所在地	1 T	

め、「連結法人となつた場合は、連結納税の承認申請書」を「通算法人となつた場合は、グル ープ通算制度の承認の申請書」に、「連結法人でなくなつた場合」を「通算法人でなくなつた 場合」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、別記第16号様式、別記第30号様式、 別記第39号様式及び別記第70号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の鹿児島県税条例施行規則第15条第1項、第3項及び第4項並びに別記第55号様式、 別記第57号様式から別記第57号様式の3まで、別記第59号様式、別記第61号様式及び別記第 62号様式の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環 境税について適用し, 令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については, なお従前の例による。

(旧様式の使用)

この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成され ている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓

鹿児島県訓令第7号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程(昭和39年鹿児島県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第129条の2」を「一第129条の17」に、「第170条」を「第170条の4」に改める。 第13条第2項中「納税管理人(変更)承認(不承認)決議書」を「納税管理人(変更)承認 ・不承認決議書」に改め、同条第4項中「第157条第2項」を「第153条第2項」に、「納税管理人不設定認定(不認定)決議書」を「納税管理人不設定認定・不認定決議書」に改める。

第14条第2項中「災害等による期限延長承認(不承認)決議書」を「災害等による期限延長 承認・不承認決議書」に改める。

第25条中「第8条第3項後段」を「第57条の4の2第3項」に改める。

第26条中「第8条第1項及び第2項」を「第57条の4の2第1項及び第2項」に、「あん分率が」を「按分率が」に、「個人県民税の年度末における確定あん分率異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書」を「個人県民税の年度末における確定按分率異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書」に改める。

第44条の2第1項中「徴収猶予(期間延長)承認・不承認決議書」を「徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認・不承認決議書」に改める。

第95条の14第1項中「徴収猶予(期間延長)承認・不承認決議書」を「徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認・不承認決議書」に、「徴収猶予承認通知書」を「徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認通知書」に、「徴収猶予不承認通知書」を「徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)不承認通知書」に改める。

第129条の4中「平成25年鹿児島県条例第50号」を「令和5年鹿児島県条例第32号」に改める。

第147条第1号中「第48条第1項又は第2項」を「第739条の5第1項又は第2項」に改める。 第163条第1項中「第20条の9の3第4項ただし書」を「第20条の9の3第5項ただし書」 に,「徴収猶予(期間延長)承認・不承認決議書」を「徴収猶予(換価の猶予)(期間延長) 承認・不承認決議書」に,「徴収猶予(期間延長)承認通知書又は徴収猶予(期間延長)不承 認通知書」を「徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認通知書又は徴収猶予(換価の猶予) (期間延長)不承認通知書」に改め,同条第3項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

第164条第1項中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に、「差押解除承認 (不承認) 通知書」を「差押解除承認・不承認通知書」に改める。

第168条の見出し中「換価」を「職権による換価」に改め、同条第1項中「換価の猶予決議書」を「換価の猶予(期間延長)決議書」に、「換価の猶予通知書」を「換価の猶予(期間延長)通知書」に改め、同条第3項中「第15条の5第3項」を「第15条の5第2項」に、「第15条第3項」を「法第15条第4項」に改める。

第169条の見出し中「換価」を「職権による換価」に改め、同条中「第15条の5第2項」を「第15条の5の3第1項」に改める。

第170条の見出し中「換価」を「職権による換価」に改め、同条第1項中「第15条の6第1項」を「第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第1項(同項第5号を除く。)」に改め、第3章第5節第2款中同条の次に次の3条を加える。

(申請による換価の猶予の取扱い)

第170条の2 地域振興局等の長は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予の申請があったときは、その内容について調査し、徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認・不承認決議書により処理するとともに、その結果を徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認通知

書又は徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)不承認通知書により当該申請をした者に通知し なければならない。

- 2 地域振興局等の長は、前項の規定により換価の猶予の承認の処理をしたものについては、 必要な事項について電算処理をしなければならない。
- 前2項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価 の猶予の期間の延長の申請があつた場合について準用する。

(申請による換価の猶予に伴う差押解除の取扱い)

第170条の3 地域振興局等の長は、法第15条の6の3第1項の規定により差押えの解除をす る場合においては、第164条の規定に準じて処理しなければならない。

(申請による換価の猶予の取消しの取扱い)

- 第170条の4 地域振興局等の長は、法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3 第1項の規定により換価の猶予を取り消そうとする場合は、換価の猶予取消決議書により処 理するとともに、換価の猶予を取り消したときは、その旨を換価の猶予取消通知書により当 該滞納者に通知しなければならない。
- 2 第170条の2第2項の規定は、前項の規定により取消しの処理をした場合について準用す

第194条の見出し中「取扱い」の次に「等」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項の 次に次の2項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず, 徴税吏員は, 前2項の規定による滞納整理票への処理状況又 は必要な事項の記載に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて は識別することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に 供されるものをいう。)に処理状況又は必要な事項を記録することができる。
- 4 前項の規定の適用に関し必要な事項については、別に定めるところによる。 第254条第1項第4号中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

別記様式目次中「第8号様式の2 納税管理人(変更)承認(不承認)決議書」を「第8号 様式の2 納税管理人(変更)承認・不承認決議書 に、「第8号様式の4 納税管理人不設 定認定(不認定)決議書」を「第8号様式の4 納税管理人不設定認定・不認定決議書」に、 「第9号様式 災害等による期限延長承認(不承認)決議書」を「第9号様式 災害等による 期限延長承認・不承認決議書」に、「第205号様式 徴収猶予(期間延長)承認・不承認決議 書」を「第205号様式 徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認・不承認決議書」に,「第 208号様式 差押解除承認 (不承認) 通知書」を「第208号様式 差押解除承認・不承認通知書」

に, 「第211号様式 換価の猶予・猶予期間延長決議書」を「第211号様式 換価の猶予(期間 延長)決議書」に、「第213号様式 換価の猶予・猶予期間延長取消決議書」を「第213号様式 換価の猶予取消決議書」に改める。

別記第106号様式中「決 算 回 議」を「決 裁 回 議」に改める。

別記第205号様式中「第44条の2, 第95条の14, 第163条関係」を「第44条の2, 第95条の14,

「 徴収猶予 (期間延長) 承 認 不承認 大議書」を「徴収猶予 (換価 第163条, 第170条の2関係」に,

承 認 決議書 に、「(期間延長)を」を「(換価の猶予)(期間延長) 不承認 の猶予) 「徴収猶予の」を「徴収猶予(換価の猶予)の」に、「徴収猶予を」を「徴収猶予 を」に、 (換価の猶予)を」に、「税目及び税額並びに分納の方法、担保物等」を「税目、税額及び分 納の方法並びに担保物等」に改める。

別記第211号様式中「換価の猶予(猶予期間延長)決議書」を「換価の猶予(期間延長)決 議書」に、「換価を猶予(換価の猶予の期間を延長)」を「換価の猶予(期間延長)を」に改 める。

別記第213号様式中「第170条関係」を「第170条, 第170条の4関係」に、「換価の猶予(猶 予期間延長)取消決議書」を「換価の猶予取消決議書」に、「換価猶予(換価の猶予の期間延 長)」を「換価の猶予」に改める。

附則

- 1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第13条第2項及 び第4項,第14条第2項,第44条の2第1項,第95条の14第1項,第129条の4,第163条第 1項及び第3項並びに第164条第1項の改正規定, 第168条の見出しの改正規定, 同条第1項 及び第3項の改正規定,第169条の見出しの改正規定,同条の改正規定,第170条の見出しの 改正規定、同条第1項の改正規定、第3章第5節第2款中同条の次に3条を加える改正規定、 第194条の見出しの改正規定、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に2項を加える改正 規定, 第254条第1項第4号の改正規定, 別記様式目次の改正規定, 別記第106号様式, 別記 第205号様式、別記第211号様式及び別記第213号様式の改正規定並びに附則第3項の規定は、 令和5年12月26日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県税事務処理規程第147条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県 民税及び個人の市町村民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市 町村民税については, なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成され ている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県訓令第8号

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務決裁規程(昭和43年鹿児島県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 別表第2の1の項地域振興局等の総務企画部長の専決事項の欄第2号中「48③」を「739の 5③」に改め、同欄第3号中「48⑦」を「739の5⑦」に改める。

附則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。